

A3 平成 19 年 3 月 31 日までに認可を受けて設立された持分の定めのある社団医療法人は、経過措置型医療法人といい、これは一般の持分の定めのある社団医療法人と出資限度額法人の二つ分かります。原則として一般の非上場株式等の評価方法と同じ評価方法で評価されますが、経営支配権である議決権と財産権である出資持分が分離しているため、各社員の所有する議決権割合の判定は不要となります。

また、医療法で剰余金の配当が禁止されているため、「配当還元方式」は適用されません。従って同族株主等の判定も不要です。

(1) 持分の定めのある社団医療法人の財産権と経営権の特徴

(ア) 財産権の特徴

(a) 持分の定めのある社団医療法人では、その医療法人に出資した社員がその出資の割合に応じて医療法人に対する財産権を有します。この場合の財産権は、社員の退社時の「持分払戻請求権」と医療法人の解散時の「残余財産分配請求権」の二つです。

(b) 医療法上は、持分の定めのある社団医療法人の社員に対して医療法人への出資は義務付けられていません。従って、持分の定めのある社団医療法人の社員には、出資を持つ社員と持たない社員がいます。

(c) 医療法人は、医療法において「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」と規定されているため、剰余金の配当はできません。

(イ) 経営権の特徴

(a) 医療法では「社員は、各 1 個の議決権を有する。」と規定されており、社員総会では、各社員の議決権は平等となります。この点で、持分の定めのある社団医療法人の財産権と経営権は分離しています。従って、出資割合の多い社員が単独で経営権（支配権＝議決権）を握ることは不可能です。

(b) 個人以外の株式会社など営利法人が持分の定めのある社団医療法人へ出資することは可能とされていますが、それに伴って社員として議決権を有することや、役員として経営に参画することはできないと解釈されています。(平成 3.1.17 指第 1 号東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答)

<平成 3.1.17 指第 1 号東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答>

(照会) 株式会社、有限会社その他営利法人は、法律上出資持分の定めのある社団医療法人、出資持分の定めのない社団医療法人または財団医療法人のいずれかに対して出資者または寄付者となり得ますか。

(回答) 医療法第 7 条第 4 項において「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、都道府県知事は開設許可を与えないことができる。」と規定されており、医療法人が開設する病院、診療所は営

利を否定されている。そのため営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。

すなわち、出資又は寄附によって医療法人に財産を提供する行為は可能であるが、それに伴っての社員としての社員総会における議決権を取得することや役員として医療法人の経営に参画することはできないことになる。

(2) 持分の定めのある社団医療法人の出資持分の評価の特徴

(ア) 医療法人は、医療法第54条で剰余金の配当が禁止されているため、持分の定めのある社団医療法人の出資持分評価においては、取引相場のない株式の評価における特例的評価方式である「配当還元方式」は適用されません。すべて原則的評価方式で評価します。従って同族株主等の判定は不要となります。

(イ) 医療法第48条の4により各社員の議決権は平等であり、また、議決権と出資持分は分離していることから、各社員の所有する議決権割合の判定をする必要はありません。

(ウ) 剰余金の配当が禁止されている医療法人の出資持分の評価において「配当期待権」が発生することはありません。また、配当期待権が発生している出資の価額修正（権利落ちの価額への修正）もありません。

(エ) 剰余金の配当が禁止されている医療法人において、財産評価基本通達の類似業種比準価額の定めを準用する場合、比準要素は「1株当たりの利益金額」と「1株当たりの純資産価額」の二つとなります。（1株当たりの配当金額を除外して計算します。）

(オ) 類似業種比準価額方式における類似業種の業種目は、株式取引所に上場している医療法人等がないため、「その他の産業（平成21年分 業種目番号121）」に該当するものとして計算します。なお、「その他の産業」は大分類のみであり、財産評価基本通達180「ただし、納税義務者の選択により、類似業種が小分類による業種目にあってはその業種目の属する中分類の業種目、類似業種が中分類による業種目にあってはその業種目の属する大分類の業種目を、それぞれ類似業種とすることができる。」という適用はありません。

(注) <医療法人の出資を類似業種比準方式により評価する場合の業種目の判定等>医療法人は医療法上剰余金の配当が禁止されているなど、会社法上の会社とは異なる特色を有しており、このような医療法人の出資を類似業種比準方式により評価する場合、類似する業種目が見当たらないことから、業種目を「その他の産業」として評価することになります。（業種目番号「121」）なお、取引相場のない株式（出資）を評価する場合の会社規模区分（大、中、小会社の区分）については、医療法人そのものはあくまで「サービス業」の一種と考えられることから、「小売業・サービス業」に該当することになります。

(カ) 純資産価額方式において、株式の取得とその同族関係者の有する株式の議決権の

合計数が評価会社の議決権の50%以下である場合、財産評価基本通達185の但し書きにより「純資産額×80%」相当額で評価しますが、医療法人は医療法第48条の4において各社員の議決権が平等と規定されており、この評価減の適用はありません。